

# 国家公務員法等の一部を改正する法律案（検察庁法等関連）

## 前回審査時から修正した内容について

該当条項	修 正 内 容	理 由
改正後の検察庁法第31条関係	条文中「附則第十三条」を「附則第四条」に修正	国家公務員法の改正案の修正に伴う修正
改正後の検察庁法附則第4条関係	別紙1のとおり	別紙1のとおり
改正後の検察官の俸給等に関する法律附則第5条関係	・条文中「その額に」を「当該額に、」に、「生じたときは、」を「生じたときは」にそれぞれ修正 ・第2項中「検事に任命された者」を「検事に任命された者（第三条第一項に規定する準則で定める者を除く。）」に修正 ・第3項を追加	・一般職の職員の給与に関する法律の改正案に倣い修正 ・別紙3のとおり ・別紙3のとおり
改正後の検察官の俸給等に関する法律案附則第6条関係	別紙2のとおり	別紙2のとおり
国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第2条第5項関係	「改正後の検察庁法」を「改正後の検察庁法（次項及び附則第十五条第一項において「新検察庁法」という。）」に修正	国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第15条第1項に「新検察庁法」という用語が使用されているところ、その定義規定が存在していないため
国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第2条第6項関係	別紙1のとおり	別紙1のとおり
国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第19条関係	別紙3のとおり	別紙3のとおり

国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第30条、附則第A条及び第B条関係	附則第30条中「に改める。」を「に、「第二十条各号」を「第二十条第一項各号」に改める。」に修正し、附則第A条及び第B条を追加	・検察庁法及び検察官の俸給等に関する法律の改正によるハネ改正のため ・検察官の俸給等に関する法律の附則の実効性等については別紙4及び別紙5のとおり
---------------------------------------	--	--